

## ポスター・リーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、  
満7歳になるまでに、  
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で  
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、  
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは、  
厚生労働省ホームページ B型肝炎相談 [検索](#)

給付金の対象となる方や受け取るための手続きに関する資料を掲載しています。

感染しているかどうかを調べるために  
肝炎ウイルス検査を受けましょう。  
採血だけなので短時間で終わります。  
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、  
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。  
厚生労働省 電話相談窓口  
【東京都千代田区】  
03-3595-2252

厚生労働省 日本医師会

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続きによって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、  
集団予防接種を受けた方
- ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、  
給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

### 主な給付金等の内容\*

\* 下記の病態に応じ、給付金や給付金受給資格期間等が異なります。

死亡・肝がん・肝硬変(難症)	3,600万円	
肝硬変(軽度)	2,500万円	
慢性肝炎**	1,250万円	※1 20年の感染期間を経過した方については、 ① 既に治療を受けている方等については 300万円 ② 治療が完了していない方 150万円
無症候性キャリア**	50万円	※2 20年の感染期間を経過していない方については 600万円

### 給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、申請要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国庫債務整理請求受付をいただく必要があります。裁判上の和解手続により、返済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護士会の連続先へのリンクを掲載しています。

詳しくは、  
厚生労働省ホームページ B型肝炎相談 [検索](#)

## 3. リウマチ・アレルギー対策について

## アレルギー疾患対策基本法 （平成26年6月27日法律第98号 平成27年12月25日施行）

**対象疾患**： 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなど

### 基本理念

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状としては他の疾患を定める予定はない。

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

### アレルギー疾患対策基本指針

○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本指針を策定

- ・ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- ・ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

### 厚生労働省

#### アレルギー疾患対策推進協議会

- ・ 「アレルギー疾患対策基本指針」の策定・変更に当たって意見を述べる
- ・ 委員は、厚生労働大臣が任命

（委員）

- ・ 患者及びその代表者
- ・ アレルギー疾患医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

※ 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で規定

アレルギー疾患対策基本法  
（平成二十六年六月二十七日法律第九十八号）

### 条文抜粋

第一章 総則（第一条－第十条）

第二章 アレルギー疾患対策基本指針等（第十一条－第十三条）

第三章 基本的施策

第一節 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減（第十四条・第十五条）

第二節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等（第十六条・第十七条）

第三節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上（第十八条）

第四節 研究の推進等（第十九条）

第五節 地方公共団体が行う基本的施策（第二十条）

第四章 アレルギー疾患対策推進協議会（第二十一条・第二十二条）

附則

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画）

第十三条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

## リウマチ・アレルギー対策について

### ● リウマチ・アレルギー特別対策事業

- 【概要】 かかりつけ医等を対象とした診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者の自己管理の徹底、地域住民への情報提供や病診連携の構築等を図る
- 【実施主体】 都道府県・政令指定都市・中核市 【補助率】 1/2
- 【実施事業】
- ① 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
  - ② 患者カードの配布の促進ならびに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
  - ③ 喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供
  - ④ 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施
  - ⑤ エビベン講習等、リウマチ又はアレルギー疾患に関する事業の実施又は事業への参画
  - ⑥ 関係機関等との連携体制の構築（地域医療連絡協議会の設置及びその運営等）
  - ⑦ 事業実施の評価

### ● リウマチ・アレルギー相談員養成研修会

- 【概要】 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健関係、福祉関係等従事者並びに都道府県等所管下の医療従事者を対象に、リウマチ、アレルギー疾患について必要な知識を修得して頂き、地域住民への正しい知識の普及啓発を行うための相談体制の確保を図る。
- 【実施主体】 一般財団法人日本予防医学協会
- 【開催時期】 全国5箇所での開催（東京、大阪、熊本、仙台、金沢） 12月～3月 <※平成27年度実施分>

## 4. 腎疾患対策について

# 腎疾患対策について

## 「腎疾患対策検討会」報告（平成20年3月）

普及啓発	医療連携体制	診療水準の向上	人材育成	研究の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>●CKDの重要性・予防法等を幅広く普及啓発</li> <li>●マスメディア、インターネット、保健指導の場などあらゆる機会を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かかりつけ医と専門医療機関との連携促進</li> <li>●保健指導・栄養指導の推進</li> <li>●地域における医療連携システムの構築の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CKD診療ガイドラインの作成、かかりつけ医への普及</li> <li>●指導管理の技術の向上</li> <li>●糖尿病・循環器疾患等の治療との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●腎臓専門医の育成</li> <li>●専門医・かかりつけ医の資質向上</li> <li>●専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療のエビデンス確立と実践の研究</li> <li>●病態解明と治療法開発に関する研究</li> </ul>

### ● 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業

【概要】 地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図る。

【実施主体】 都道府県・政令指定都市・中核市

【補助率】 1/2

- 【実施事業】
- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
  - ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
  - ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
  - ④ 事業実施の評価

### ● 慢性腎臓病(CKD)シンポジウムの開催について

CKDに関する正しい知識等を国民に広く情報提供することを目指し、世界腎臓デー（3月第2木曜日）に併せて関係学会等と連携し開催。

関係者の皆様のご協力をお願いし、今後のCKD対策の普及に努めていきたい。

＜本年度の予定＞ 平成28年3月10日（木） 東京国際フォーラム